

Information

国民年金保険料に関するお知らせ

◆国民年金保険料は納付期限までに納めましょう◆

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電

話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけではなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

◆国民年金保険料免除等の申請について◆

保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(50歳未満)納付猶予制度」がありますので、宇和島年金事務所か町民生活課で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成30年度分の免除等の受付は、平成30年7月1日から開始され、平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年度から法律が改正されて、2年1ヵ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により、保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、宇和島年金事務所または町民生活課へご相談ください。

問い合わせ

- ▶宇和島年金事務所 音声案内 ☎0895-22-5440
- ▶町民生活課 保険年金係 内線 2114



Information

農地パトロールを実施します

鬼北町農業委員会では、農地の利用状況の確認や、遊休農地、違反転用などの発生防止を目的として、今年も農地パトロールを実施します。

7月中に、農業委員と農地利用最適化推進委員で、町内各地区を回る予定です。

農地のことでの相談のある方は、農業委員会事務局にご相談ください。

問 農業委員会事務局 内線2437

Information

鬼北町体育協会からのお知らせ

4月1日、日本体育協会が「日本スポーツ協会」に、また、愛媛県体育協会が「愛媛県スポーツ協会」に名称変更しました。

それに伴い、6月4日に行われた鬼北町体育協会総会において、鬼北町体育協会が「鬼北町スポーツ協会」に名称変更しました。

問 教育課 文化スポーツ係 内線4111